

格差、不平等、貧困

——概念的区別と社会政策——

志 賀 信 夫

1. はじめに

本論文の目的は、格差・不平等・貧困の概念的区別を理論的に整理し説明することである。この整理は、反貧困の社会政策形成や制度の妥当性評価の一助となると筆者は考えている。

貧困問題や格差問題への社会的対応は現代社会の喫緊の課題であり、各々の問題の実態によりそくした社会政策の形成が期待されている。だが、貧困問題を告発する多くの著作が刊行されているにもかかわらず、格差・不平等・貧困の概念的区別を明確にしたうえで社会政策の議論に取り組んでいる貧困研究は少ない。

格差・不平等・貧困の各々を概念的に区別しない場合、社会政策形成にネガティブな影響を及ぼす原因の1つとなることがある。例えばそれは日本の公的扶助制度（生活保護制度）における生活扶助基準に関する算定方法の採用やその評価等に見ることができる。本論に入る前に、この生活扶助基準の例を概観することで、格差・不平等・貧困の概念的区別がいかに重要であるかについて説明しておきたい。

現在の生活保護制度における生活扶助基準の算定方法はよく知られているように、①「マーケット・バスケット方式（1948～1960年）」、②「エンゲル方式（1961～1964）」、③「格差縮小方式（1965～1983年）」、④「水準均衡方式（1984～）」と変遷してきた¹⁾。生活保護制度はベヴァリッジの構想した社会保障における公的扶助制度にあたるものであり、貧困対策として位置づけられているものである。貧困対策として形成された制度であるから

には、何をもって貧困であると判断するのかという理論に依拠していなければその機能を十全に果たすことはできない。後の節にて論じることになるが、何をもって貧困であると判断するかという場合、ベヴァリッジはこれを「欠乏(want)の診断」ということばで表現している。そして彼はこの「欠乏の診断」をもって、社会保険制度および公的扶助制度の対象を区別する際の基礎とすべきであると論じている。基本的に日本においても「欠乏の診断」は同様に行われている。

だが、生活保護制度が「欠乏の診断」に基づくべきものであり、貧困対策として最低生活を保障すべきものであるにもかかわらず、最低生活を構想しこれを基準として具体化する際の格差と貧困の概念的区別は現在消失している。すなわち、「欠乏の診断」が依拠すべき理論が不在となっているのである。それゆえに生活保護制度は貧困対策としての機能を十分に果たすことができなくなってきた。決定的なことは、エンゲル方式から格差縮小方式への変遷の際に、貧困の判断の際の理論が放棄され格差の議論にすり替えられてしまったことである。さらに、格差縮小方式から水準均衡方式になった際には格差縮小の目標もある意味で放棄されてしまった。「現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当な水準に達しているとの所見を得た」という中央社会福祉審議会の意見具申(1983年12月23日)から理解できるように、水準均衡方式は現状の格差について、容認し得る水準であると判断し、このような水準の維持を目的とするものとなったのである。

岩永理恵(2010)が指摘しているように、格差縮小方式は「基準額の最低生活費としての妥当性を宙づりにしたもの」であり、格差縮小方式に続く水準均衡方式も同様に最低生活費の妥当性は宙づりのままとなっている。岩永は、実証的に格差縮小方式と水準均衡方式の妥当性に疑義を呈しているが、格差・不平等・貧困の概念的区別を行うことによってその妥当性を問うことが可能である。反貧困の社会政策や既存の制度の妥当性評価は、実証的な側面と同時に、理論的な側面からも検討されるべきである。

本節では、導入として生活保護制度の生活扶助基準の例をあげ、格差・不平等・貧困の概念的区別の重要性を簡単に指摘した。一般的に公的扶助制度は、所得という側面から貧困対策を行うため、その場合の格差・不平等・貧困の概念的区別は、所得格差・所得の不平等・所得貧困というように比較的単純な説明で事足りる。しかし、現在の貧困概念は次節で論じるように、所得という単次元的な視点からだけでなく、多次元的なものの複合体として理解されてきている。それに伴い、反貧困の社会政策についても新たなオプションが追加されてきている。このことは、貧困対策が充実してきているというポジティブな側面がある一方、反貧困の諸政策の基礎にある理論が複雑化しているという側面もある。複雑化した理論の再整理が必要である。

2. 概念的区別に関する整理の前提

本節では、本論文で論じようとする格差・不平等・貧困の概念的区別の議論のための前提について記述していきたい。

まず第1に整理しておくべき前提は、格差・不平等・貧困がそもそものような状態を指示する概念として使用されるのかという、ことばそのものの定義についてである。簡潔に示しておこう。まず、格差とは「差があるという事実」のことである。これに対し、不平等とは「容認できない格差」のことであり、社会による価値判断である。この社会による価値判断には、平等化への要請が暗に含まれている。そして貧困とは、「容認できない生活状態」のことであり、これもまた社会による価値判断である。「容認できない生活状態」をどのような概念から定義づけるのかということについては、拙著『貧困理論の再検討—相対的貧困から社会的排除へ—』で詳細に議論しているのでそちらを参照いただきたい。なお、何ををもって貧困であると判断するのかという枠組みを理論的に整理したものを筆者は「貧困理論」と呼んでいる。

第2に整理しておくべき前提は、貧困概念の理解の方法が変化してきて

いるということである。この変化とは簡潔に述べれば、生活状態の現状を切り取って理解するという方法から、生活のプロセスを理解するという方法への変化である。後者は特に全泓奎(2015;2016)によって「プロセスとしての貧困」と呼ばれているものである。これに対し、前者は結果としての一側面に注目しているという意味で「結果としての貧困」と呼ぶべきものである。

これらの「結果としての貧困」と「プロセスとしての貧困」については、本節の次段以降に説明を与えていく。

2-1. 結果としての貧困

「結果としての貧困」は、ある個人あるいは世帯のある瞬間の状態を切り取って分析し、何がその個人や世帯にとってのニーズであるのかを判断する。このような理解の方法は、集合的かつ画一的な行政的対応を可能とし、そのために客観的であると考えられるような貧困の判断基準を形成してきた。またそれは、世帯が所有している具体的な財の多寡をもって貧困を判断してきた。さらに補足しておく「結果としての貧困」は、貧困に陥ったと判断される諸個人が抱えている負担感、不安感、不足感、不自由感等々の側面よりも財の多寡を重要視するものであり、諸個人の抱えるニーズあるいは状態等の多様性をひとまず不問とするという特徴がある。

このような判断が典型的に表現されているのは、イギリス社会保障計画の設計者である W. ベヴァリッジ (Bevaridge, 1942) においてである。ベヴァリッジは、諸個人の生活において直面する諸問題を 5 大悪として「疾病 (Disease)」「無知 (Ignorance)」「不潔 (Squalor)」「無為 (Idleness)」「欠乏 (Want)」に分類している。このような整理をしたうえで、ベヴァリッジは自身の設計する社会保障計画について、「この計画は、欠乏の診断に基礎を置いている」(前掲書、邦訳 8 頁)と述べている。つまり、社会保険制度と公的扶助制度から形成されるベヴァリッジの社会保障計画は、まず何をもって貧困とするかを判断し、貧困であると判断される生活状態には公的扶助を、貧困のリスクがあると判断される生活状態には社会保険をと考えて

いたのである。

このような貧困の判断に基礎を置く社会保障計画は、その後、概ね実現するに至り、完全雇用が継続する限り一定の安定性を確保することになる。仮に、貧困問題が社会問題として再燃することになっても、これ自体がベヴァリッジの社会保障計画の根幹を揺るがすものではなく、貧困の判断をするための所得基準に関する議論で事足りるものであった。それは、1960～70年代に「貧困の再発見 (rediscovery of poverty)」として貧困問題が再燃した際に P. タウンゼント (Townsend, 1979) が「相対的剥奪 (relative deprivation)」²⁾という概念から貧困を定義づけようとした貧困理論のなかにも見出すことができる。タウンゼントの貧困理論は非常に重要なもので、画期的なものであったが、ベヴァリッジの社会保障計画の構造そのものの変更を迫るものではなく、あくまで貧困の判断の際の所得基準がそれで十分であるか否かという妥当性に関する議論がその中心であったということである。

2-2. プロセスとしての貧困

1980年代以降、経済のグローバル化の一層の進展とともに、ベヴァリッジ型社会保障にとって重要な要素である完全雇用の達成が不可能になってきた。完全雇用へのこだわりは既に社会政策学のなかではかたちを変えてきている。完全雇用への道に代わり、現在ではベヴァリッジによる社会保障計画から逸脱した社会政策が模索され始めてもいる。また、完全雇用の達成不可能性だけでなく、雇用の不安定性もあわせて対応すべき重要な政策課題となっている。

もちろん、このような構造上の問題だけでなく、失業や雇用の不安定化によって公的扶助受給者が増加し、既存の福祉のあり方が問われたという世論やイデオロギーの側面も重要である。いわゆる「福祉依存」という主張やこれに類する言説が既存の福祉政策に対し疑義を呈し、結果として社会的投資パラダイムに基づいた政策に収斂していったのである³⁾。

ここで強調しておきたいのは、社会政策が福祉給付から社会的投資へという考え方に変わることで、「結果としての貧困」だけでなくその結果に

至るまでのプロセスに注目する必要性が生じてきたことである。投資を行うには、その投資が最大限の効果を発揮するのがどのような局面なのか、またはその投資の損失が最小限となるのはどのような場合なのかということを考えねばならず、必然的に諸個人の生活のプロセスに関心が注がれるようになっていったのである。「プロセスとしての貧困」への注目である。「プロセスとしての貧困」へという貧困理解の変化を論じている全泓奎(2015:2016)は、「貨幣中心的な貧困概念に代わり多次元的な貧困化のプロセスに着目」する「社会的排除 (social exclusion)」概念の登場・一般化に注目している。

まず、全が指摘したように、貧困が多次元的なプロセスとして考えられるようになってきたということは、所有している財の多寡が貧困の判断の唯一の材料ではなくなってきたということである。そこで、社会政策上の変化としては、いま現在の瞬間は経済的貧困ではないような、例えば幾分か蓄積された財があるというような状態でも、経済的貧困の状態に陥らせるような諸個人の生活上のリスクについて、反貧困政策という枠組みで対応する必要性が生じてくるのである。もちろんこれまで継続してきたベヴァリッジ的な社会保障体制を根本から再構築するということはほぼ不可能であるので、既存の体制に新たな対象領域を持った政策形成という対応が要請される。具体的には、従来のような一律の判断に基づく一律の対応だけではなく、個別の事情にそくしてその生活のプロセスのなかで本人が直面している課題への対応が可能となるような社会政策が形成され始めている。これは、高田一夫(2010:2012)が論じているような「集団主義的社会政策」から「個的社会政策」への変化であるといえよう。

なお、「結果としての貧困」という理解は何らかの問題が生じた後に、つまり事後的な対応とならざるを得ないのに対して、「プロセスとしての貧困」という理解は先を見越した対策が可能である。この変化についても、非常に重要なものとして注意しておく必要がある。例えばそれは、A. ギデンズ(Giddens, 1998)が論じているような、ベヴァリッジの5大悪(「疾病

(Disease)」「無知 (Ignorance)」「不潔 (Squalor)」「無為 (Idleness)」「欠乏 (Want)」からの自由を目指すことを超えて、5つの積極的なあり方への自由を保障すべきであるという主張と、この主張に基づいて形成されている反貧困の社会政策に潜在的可能性として見出すことができる⁴⁾。ただし、このことはベヴァリッジによるネガティブな5大悪に対する対応が放棄されたということではない。ネガティブなものへの対応とともに、ポジティブなものへの増進が目指されるようになってきているということが重要なのであり、それが諸個人の積極的自由の可能性を拡大しているということなのである。

3. 社会政策論的貧困概念の変化

次に本節では、貧困理解の方法論の変化に伴う、貧困の意味内容（貧困の概念）の変化について、その概要を論じたい。特にここでは、相対的剝奪概念に基づく貧困概念から社会的排除概念に基づく貧困概念への変化に着目する。

本論文の中心的な論点である格差・不平等・貧困の概念的区別は、貧困をどのように考えるのかを起点としてのみ理論展開することが可能である。なお、本論文において展開する貧困概念の変化に関する記述説明は、基本的に拙著(2016a; 2016b)に依拠することにした。特に『貧困理論の再検討—相対的貧困から社会的排除へ—』は、貧困の概念や定義に関する基本的な使用法の整理から始まり、貧困概念の変遷・拡大の歴史を追究し、社会的排除理論の貧困学説史上の意義について整理しようとしたものであり、本論文にとって重要である。このなかでは、貧困を諸個人の *well-being* を追求する最低限度の自由の欠如としている。

本節で注目しているような貧困概念の変化を促した決定的な契機となったのは、1980年代以降の貧困問題の再燃である。1980年代以降の貧困問題は、「新しい貧困 (new poverty)」と呼ばれることがある。岩田正美は、この「新しい貧困」について、1980年代以前の貧困とは相当程度様相の異なるものであることを指摘し、従来の労働者家族や高齢者の貧困だけでなく、

学校新卒者や若年単身者の長期失業、非典型雇用に従事することによる生活の不安定性を含むものであると論じている(岩田、2007、21頁)。「新しい貧困」に注目した貧困研究は、生活上の不安定性を「プロセスとしての貧困」という理解に基づいて明らかにしていくという方法が一般的なものとなっている。さらに、貧困をめぐる議論のなかでは、「新しい貧困」を説明するための新たな概念が必要となってきた。「新しい貧困」は「相対的剝奪」概念によって説明できる範囲を超えていたのである。そうして提示された新たな説明概念こそ、「社会的排除」の概念なのである。このようにして貧困は、社会的排除という概念によって定義され、説明されるべきものとなったのである。

この経緯に関してはさらに次のような説明も付加しておく必要がある。ベヴァリッジ体制の成熟期においては、基本的に男性の典型雇用および完全雇用が成立しており、基本的に失業が貧困の原因とは考えられなかったため、家族の一般的な形態とそこで開陳される「生活様式(style of living)」の想定が可能であった。つまり、ベヴァリッジ体制の成立～1980年代以前までは、この想定に基づいた貧困概念が成立しえたのである。このような貧困概念は、P. タウンゼント(Townsend, 1979)が論じているように相対的剝奪という概念によって定義され説明された。この相対的剝奪概念から定義される貧困とは、男性中心主義的な家族共同体およびそのような家族共同体から形成される地域共同体によって、個人に期待される役割を果たすために必要不可欠な財の欠如とされている。このための必要不可欠な財は、先に言及した一定の「生活様式」の想定に基づいて議論されるものである。また、貧困学説史におけるタウンゼントの貧困理論の意義は、貧困概念に「社会参加」概念を導入した説明を可能にしたことであるが、この社会参加概念は「役割遂行型社会参加」である(志賀、2016a)。この「役割遂行型社会参加」とは、上で説明したような共同体によって期待される役割を個人が果たすことを意味するものである。

ベヴァリッジ体制成立～1980年代以前の貧困の捉え方は、以上のよう

な「必要不可欠な財の欠如」、「生活様式」、「役割遂行型社会参加」というキーワードから論じられるものであると整理しておきたい。

一方、1980年代以降、家族形態の多様化、個人化に伴う生活様式の多様化は、一定の「生活様式」を想定した貧困対策だけでは不十分な側面をはらむようになり、その不十分性が社会問題化して訴えられるようになってきた。つまり、貧困を「必要不可欠な財の欠如」や「役割遂行型社会参加」から理解し説明するという点についても再検討する必要性が生じてきたのである。この理解の変遷について簡潔に整理しておく、**図表1**のように示すことができる。

図表 1

	ベヴァリッジ体制成立～ 1980年代以前	1980年代以降
生活様式	一定の形態を想定	多様な形態を想定
貧困理解の出発点	必要不可欠な財の欠如	最低限度の自由の欠如
社会参加概念	役割遂行型	自己決定型

タウンゼントの貧困理論の意義は、社会参加概念を貧困概念に導入し貧困を説明したという点にあることは既に言及したが、1980年代以降の貧困理論における社会参加概念はその意味内容が変わってきている。**図表1**に示したように、それは端的に「自己決定型社会参加」と表現されるものである。「自己決定型社会参加」とは、市民社会の個人として自己決定しながら自身の生活と人生を形成していくということである。現代の先進資本主義諸国における個人は、自己決定を迫られているのであるが、自己決定できない場合、自分の居場所を確保できず、社会的に排除されていく可能性が大きくなっている。ときに自己決定は、自己責任を正当化する道具として使用されるが、本論文の記述はこうした自己責任の正当化とは真っ向から対立するものである。自己決定が迫られている社会になっているからこそ、社会政策には諸個人に対して自己決定できるように支援してい

ねばならないという社会的要請が生じてくるのであり、社会的包摂のための貧困理論はこれを基本的な軸としているのである。私見によれば、自己決定が自己責任の論理に容易にすり替えられてしまう諸要因の1つは、自己決定に関する貧困理論からのアプローチが脆弱であるからである。

自己決定に関する説明については、次のことにも注意を促しておきたい。すなわち、個人の自己決定は、無規定で無前提なものではないということである。自己決定とは、市民社会におけるそれであり、市民社会において保障されている権利、別の表現をすればシティズンシップの諸権利によって可能となるものである。このとき重要なのは、権利はその形式的な保障だけでなく実質性も保障されねばならず、そのためには所得という側面からだけでなく、他の側面（具体的には環境や能力の側面）からも考慮されねばならないということである。ヨーロッパにおける社会的包摂のための社会政策はシティズンシップ・アプローチを採用しているということはしばしば指摘されることだが（Bhalla and Lapeyre, 1999）、それは貧困概念のなかにシティズンシップ・アプローチが導入されたということである。そして、これを可能にしたのが社会的排除概念であったのである。

それでは、権利を実質化するということはどういうことか。これこそ、まさに貧困の多次元性に関する議論と関わる部分である。権利を実質化するということは、その権利が諸個人にとって選択可能な広がりとなっており、「自由」として保障されているということに他ならない。拙著（2016a）ではこの「自由」を、財・環境・能力の組み合わせによって諸個人の眼前に広がる選択可能な範囲のことであるとしている。現代の貧困理論において議論される多次元性について、それらの多次元的なものの複合体は「自由」なのである。すなわち、現代の貧困とは「自由」の側面から理解されるべきものとなってきているということである。また、貧困が「自由」という側面から理解されるべきであるということ、貧困対策は「最低限度の自由の平等」を目指すべきものであるということでもある。

整理しておこう。現在の反貧困の社会政策との関係から議論される貧困

概念は、財の欠如としての経済的困窮だけではなく、市民社会における市民としての諸権利の実質性に重なる「自由」の最低限を下回るものとして考えられるようになってきているのである。なお、この「自由」とは個人の well-being を追求する自由である⁵⁾。「自由」は、行為や状態に関する参入と退出の両方が選択可能であり、ある行為をするかそうでないか、あるいはある状態にいるかそうでないかを選択することが可能であるという状態を指す。したがって、反貧困の社会政策上の動向としては、本人が希望していないにもかかわらず、「人間かくあるべし」と考える人がそのような人間になることを相手に要求することなく、その人自身が主体的に将来を自己決定しながら形成していくことも理念的には重要視するようになってきているのである。

4. 貧困と格差

ここでは、貧困と格差の概念的な区別について整理していく。

格差問題を論じる場合、いくつかの側面からのアプローチが存在する。所得格差の問題、健康格差の問題、機会格差の問題、教育格差の問題、資産格差の問題等々…。これまで、貧困問題を射程に入れて語られる格差問題は、所得格差に焦点化されることが多かった。しかし最近では、所得格差が健康格差を生起させる、というようなある側面の格差が別の側面の格差と関係しているということを証明しようとする研究調査が増加してきている（例えば、川上・橋本・近藤、2015；橋本、2016など）。このような格差の問題を追究することは非常に重要であり、貧困問題とともに議論されなければならないものであることは筆者も強く主張しておきたい。

ただし、貧困問題について論じるためには、格差問題のなかのさらに特定の領域に焦点化して論じる必要があるということもあわせて強調しておきたい。貧困問題は、どのような生活状態を容認できないものだと社会が判断しているのかという分析を基礎として議論されるものであり、そのようなある種の容認できない生活状態は過度な格差（すなわち容認できない格

差)という判断がさらにその基礎にあるからである⁶⁾。

ところで、貧困対策を議論する際には、どのような平等が最低限度達成されるべきなのかという社会規範(ある社会がもっている価値判断の方向性⁷⁾)を記述するという作業を行う必要がある。格差が即問題であり不平等の議論と直結するというのは論理の飛躍である。達成されるべき平等の議論は、格差の事実から出発して、どの程度の格差が過度であると判断されるのか、すなわちどの程度の格差が容認できない格差(不平等)だと判断されるのかについて分析する必要がある。格差を記述ということは、差があるということ客観的に記述するという営みを指しているのに対し、不平等を記述ということは、人びとの社会規範の動態を客観的に記述するという営みを指している。既に論じたが、容認できない生活状態に関する社会規範を記述するのであれば、それは容認できない格差の議論が前提となる。近藤尚己・阿部彩は、「貧困は『許容されがたい』という価値判断が含まれるものの、格差は分布の度合いを示す統計的指標であり、それ自体に価値判断がともなうものではない」(近藤・阿部、2015、121頁)と指摘している。また阿部は他にも、「格差は、所得や消費などの生活水準の分配の状況を単に記述するものであり、計測方法やデータの変化に伴うテクニカルな判断を要するものの、その格差が適度であるのかという価値判断を含んでいない」(阿部、2008、23頁)と指摘している。

かくして、貧困の議論と格差の議論の間にある溝を架橋するのは、実は不平等に関する議論であることがわかってくる。ある社会において何らかの側面に関する格差が容認し得る一定の範囲内におさまっている場合、その社会内で内発的にそのような格差が不平等であると判断され社会政策的な対応が要請されるということは考えにくい。

5. 貧困と不平等

次に、貧困と格差の議論を架橋するための不平等(inequality)の議論に移りたい。なお、ここでは、貧困の議論を射程に入れた不平等の議論を展開

する。不平等とは、先にも言及したように「容認できない格差」のことを指している。

格差が社会によって容認できる範囲を超え、継続する限り、格差是正の議論は喚起される。そして社会政策学は格差是正のための理論的基礎を用意することが求められる。このとき、社会全体としてどのような平等を目指すべきか、そしてどのような側面の不平等が容認できないのかという議論を看過してしまう場合、格差から貧困の議論にまでその理論の有効性が及ぶとは限らない。前節にも述べたように、特に格差と貧困の議論を架橋するのは不平等に関する議論だからである。また貧困の議論は、そのうちに「どのような平等が最低限度達成されねばならないのか」という問題提起を含んでいるが、例えば貧困が所得の欠如であると考えられる場合には、所得の最低限度の平等という議論への収斂が図られる。同様に、貧困が多次的要素の複合体の欠如であると考えられる場合には、その複合体の最低限度の平等化が検討されることになる。「何の平等か」という議論は、この最低限度の平等化の検討に必然的に付随するだけでなく、特に現代における反貧困（社会的包摂）の社会政策形成の理論的裏付けのために必要不可欠なものなのである。

2014~2015年にかけて日本でも耳目を集めたT.ピケティの『21世紀の資本』（Piketty, 2014）は、先進諸国内だけでなく国際的に富の格差が拡大していることについて徹底的に記述したものであるが、これは当然のことながら貧困の議論とは若干の距離がある⁸⁾。やはり当然のことだが、このピケティの議論からは、再分配のための税制に関する社会政策上の提案はあっても、貧困に対する政策的提案を示すことはできない。ただし、ピケティの議論が不平等や貧困の議論とやや距離があるからといって、その偉大な業績が損なわれるということでは全くない。格差の記述は社会的現実の記述であるため、記述の対象が貧困概念やその現実の記述とはそもそも異なるのである。もちろん、格差の記述は人びとの感性とともに理性に働きかける役割があるため、間接的に貧困問題とつながる部分はある。

これに対し、格差の事実を記述するというを超えて不平等について記述するということは、それが既に「容認できない格差」であるという社会的な価値判断を前提としているといえる。これは例えば、A. B. アトキンソンが『21世紀の不平等』(Atkinson, 2015)において、経済的不平等について議論しようとするとき次のような前提から出発しているということからもうかがえる。

「私は経済的結果におけるあらゆる差 (differences) を撲滅しようとしているのではない。完全な平等 (equality) を実現しようなどと目指しているわけではないのだ。…むしろ目標は、現在の不平等 (inequality) 水準は度を越していると見なして、不平等を現在の水準よりも下げることだ。…読者はおそらく、どの程度の不平等なら受け入れることができるかということについては意見がわかかれても、現在の水準は容認できないし持続不能だという点では意見が一致するはずだ」(Atkinson, 2015, p. 9)。

アトキンソンが現在の不平等水準は度を越しており容認できないものであると判断していることや、不平等を現在の水準より下げるという目標(平等化の目標)は、彼自身の勝手な思い付きではなく、社会的な価値判断が背景にあることがここで示されている。

ピケティとアトキンソンの記述の例をあげることで示したいのは、格差を記述するということと、不平等を記述するということが、各々の記述に含まれる社会規範の程度が全く異なるということである。格差について記述するということは社会規範を含んでいないが、社会規範に訴えようとするものである。その一方で、不平等について記述するということは、社会規範を後ろ盾に平等化を目標とし、どの程度の平等化が目指されるべきなのかを模索しようとするものである。既に言及したが、格差に関する記述だけでは平等化の議論は導くことはできない。そうであるならば、貧困の議論における最低限度の平等の達成という目標に関する理論的展開は、不

平等と平等の議論を通過することなしには成立しないといえるのである。

以上を踏まえたいうで整理しておくべきことは、「何についての平等か」ということについてである。現在、様々な側面の格差が問題視されているが、問題視されるということはそれらについて容認できないと社会が判断しているということである。この諸側面の不平等の議論は、貧困の議論を射程に入れようとするとき、最低限度保障すべき平等がどのような側面の平等なのかという問いを喚起せずにはいない。というのも、社会全体の正義として目指し達成すべき平等と、目の前の課題への対応としての達成すべき最低限度の平等は理論的な整合性が求められるからである。仮にこの両者に理論的な矛盾が生じてしまう場合、社会政策にネガティブな影響を及ぼす可能性がある。どのような影響が生じるかについては、例えば、反貧困政策のなかに、むきだしの資本主義の本質を追認するだけでなく補完し延命させているものがあるのではないかという指摘をみれば理解できる(例えば、所道彦のイギリス公的扶助制度に対する指摘など(所, 2013))。ここでは詳細に論じないが、反貧困の社会政策が資本主義の本質に迎撃的か否かについては、この理論的整合性がいかなるものであるかにかかっている。

「何についての平等か」という議論について、A. センは「どの面(例えば、所得、富、機会、成果、自由、権利など)の平等について論じるかを知らずに、平等を擁護したり批判することはできない」(Sen, 1992, p. 12)と指摘している。機会の平等は結果の平等と一致するとは限らないということを考えれば、センの指摘に批判の余地はない。また、エスピン-アンデルセン(Esping-Andersen, 1999)は、労働市場が平等主義的でなくなってきた現在、どのような種類の平等を求めていくかということは、現在の社会政策にとって重要な論点であると指摘するとともに、ある面での平等は他の面の不平等と両立可能であるとしている。

現代における反貧困の社会政策を論じる際にも、最低限度の平等化の議論は必然的に付随してくる。だからこそ、「プロセスとしての貧困」という方法に伴う貧困の多次元性に関する議論から出発し、格差と不平等の理

論的整理を通過し、改めて「何についての平等か」という問いにまでさかのぼる必要があったのである。

本論文は「自由の平等」に注目するものであり、貧困とは諸個人の well-being を追究する最低限度の「自由」の欠如であるという見解に基づいている。これは社会的排除という概念から定義される貧困概念がどのような新しい意味を持っているのかを具体的な社会政策を分析し、その社会政策のなかに埋め込まれている社会規範を明らかにするという作業を経て導出した結論である (志賀、2016a)。また、「自由」の平等化は他の面の不平等化と両立可能である可能性が高い。これは先に論じた、社会全体として目標とすべき平等と最低限度達成すべき平等との整合性に関わるものである。例えば、諸個人の「自由」の平等化が進展するのであれば、一定の所得格差は容認できるかもしれない。それは J. ロールズ (Rawls, 1999) が論じている「正義の二原理」において、「自由」の平等化と容認し得る資源の格差の関係性を簡潔に論じた理論においても詳細に論じられている。詳細な検討はここでは行わないが、ロールズの正義の二原理は、「自由」の平等化を論じながら、資源の格差について論じているという意味で、非常に重要であり、センにも大きな影響を及ぼしている。

ただし、ロールズの理論だけでは反貧困政策に有効な理論を導き出すことはできない。ロールズの理論は、どのような不平等が許容できないのかということについて決定する手続きの公正性に関して関心を寄せており、社会規範の記述をしているわけではないからである。もちろん、ロールズの理論が「自由」の平等に着目しているという点は非常に重要であり、貧困理論を検討するうえでも不可欠なものである。また、「自由」の平等が所得の一定程度の格差と両立可能であるという点についても重要な示唆を与えてくれる。これを踏まえつつ、本論文では格差・不平等・貧困の概念的区別を行いながら、貧困は格差と不平等の議論を通過してのみ、矛盾なく理論的整理が可能となることを主張してきた。

6. 終わりに

貧困とは、そもそも「容認できない生活状態」を意味するものだが、この「容認できない生活状態」は過度な格差の認識から生じてくるものである。格差が社会問題化するのには、その格差が「容認できない」という社会規範によって問題視されるからであって、格差そのものが不当であるということではない。この点については、本論文のなかでも論じてきた。そして、「容認できない格差」つまり不当な格差は、人びとの意識のなかに不平等の認識を生じさせ、平等化の社会的要請へとつながる。平等化の社会的要請に沿うということは、単にその格差を是正することが自己目的ではない。諸側面の格差是正の先に、ある種の平等化が目標とされているのである。ある種の平等化とは、諸個人の *well-being* を追求するための「自由」の平等化のことである。格差是正は、諸個人が持つ「自由」の範囲にあまりにも差が生じてしまうことによって問題視されるのであって、所得に開きがあること自体が問題なのではない。所得を活用して獲得できる「自由」の差が問題なのである。所得の側面から貧困を表現すれば、*well-being* を追求する「自由」の最低限を満たすには、所得が不足しているということが問題なのである。

このような理論的プロセスを経て格差問題は貧困問題にまでその有効性を拡大することが可能となり、貧困問題は格差と不平等の議論を後ろ盾にして、「最低限度保障されるべきものが何であるのか」という問いへの回答を導き出すことができるのである。

しかし、ここにはある重要な課題も横たわっている。それは、「自由」と共同性の関係性に関する日本の反貧困の実践に基づいた理論的説明の不十分性である。「自由」は無規定なものではなく、共同性のなかで醸成されてくるものであり、ドイツやフランスをはじめとするヨーロッパ諸国においては、シティズンシップの諸権利として結実している。だからこそ、ヨーロッパにおける社会的包摂戦略にはシティズンシップ・アプローチとの

共通点が多く見出されるのである。その一方、日本では社会学理論や福祉理論、貧困理論においてシティズンシップの諸権利の理論的検討はまだ開始されたばかりである（伊藤、1996、133頁）。私見によれば、日本で取り組まれている反貧困の実践のなかに独自の市民的共同性形成の可能性を潜在的に見出すことができる。今後の貧困理論の研究のなかでは、日本も含めた非ヨーロッパ地域における市民的共同性形成のプロセス解明や言語化が必要である。

注

- 1) ①「マーケット・バスケット方式」とは、最低生活を営むために必要な飲食物費や衣類、家具什器、入浴料といった個々の品目を一つひとつ積み上げて最低生活を算出する方式である。②「エンゲル方式」とは、栄養所要量を満たし得る食品を理論的に積み上げて計算し、現実的にこの飲食物費を支出している世帯のエンゲル係数を求め、これから逆算して総生活費を算出する方式である。③「格差縮小方式」とは、一般国民の消費水準以上に生活扶助基準を引き上げ、結果的に一般国民と被保護世帯との消費水準の格差を縮小させようとする方式である。④「水準均衡方式」とは、国民の生活水準の伸びを基礎として、前年度までの一般世帯の消費支出水準の実績等を勘案して生活扶助の改定率を決定し、調整を行う方式である。
- 2) タウンゼントは「相対的剝奪」について次のように述べている。「個人・家族・諸集団は、その所属する社会で慣習になっている、あるいは少なくとも広く奨励または是認されている種類の食事をとったり、社会的諸活動に参加したり、あるいは生活の必要諸条件や快適さをもったりするために必要な生活資源 (resource) を欠いているとき、全人口のうちでは貧困の状態にあるとされるのである。貧困な人びとの生活資源は、平均的な個人や家族が自由にできる生活資源に比べて、きわめて劣っているために通常社会で当然とみなされている生活様式、慣習、社会活動から事実上締め出されているのである」(Townsend, 1979, p. 31)。タウンゼントの貧困理論に関しては、拙著 (2016a) に詳細に論じているため、これを参照いただきたい。
- 3) 社会的投資パラダイムとは、田中拓道によって次のように説明されている。「個々人の抱えるリスクの多様化を背景として、各人が個別にリスクに対処し、自立できるよう支援する、という考え方をさす。このパラダイムで重視されるのは、『人的資源』への投資をつうじて高いリスクを持った人びとの『就労可能性』を高め、彼ら・彼女らを労働市場へ送り出すことである」(田中、2016、331頁)。

この「社会的投資パラダイム」は完全雇用の達成不可能性とは不整合的であり、現在、新たなパラダイムの可能性が萌芽的に生じてきている。

- 4) ギデンズは『第三の道』にポジティブ・ウェルフェアという概念を提示し、次のように主張している。「ポジティブ・ウェルフェアは、ベヴァリッジが掲げたネガティブな項目の一つひとつを、ポジティブなものに置き換えるのである。不足を自主性に、病気を健康に、無知を（一生涯にわたる）教育に、惨めを幸福に、そして怠惰をイニシアチブに置き換えようではないか」（Giddens, 1998, p. 128）。この点に対する見解は、拙著『貧困理論の再検討—相対的貧困から社会的排除へ—』第4章を参照いただきたい。
- 5) このような well-being を追求するための最低限度の自由の保障という意味で議論される貧困は、自由の平等を指向しているが、このことは長年にわたり貧困状態におかれた人びとがそのような状態に適応し、特に不満はないと自分自身で思ってしまうという事実に対して肯定的に受け入れてしまうという誤りを回避するためにも重要である。この場合、happiness と well-being はともに「幸福」と訳されることがあるが、両者は一部重なる部分もあるが基本的には異なる概念であり、このことを整理すれば、上記のことについて説明可能である。ただし、この点に関しては別稿において詳論するためここでは以上の指摘にとどめることにする。
- 6) 貧困概念は現実のなかのある種の生活状態について、「あってはならない（容認できない）」と判断するための枠組みの基礎となるものである。杉村宏は、貧困をある「生活の状態」を表す概念（杉村、1997、5頁）とし、藤村正之は貧困概念について「私たちの価値判断に訴えかける力をもった概念」（藤村、1997、19頁）であるとしている。先行研究をみていくと、貧困とは人びとが認識する「あってはならない生活状態」（志賀、2016a、8頁）を意味するものとして使用されている。
- 7) ここでは拙著の以下のような分析方法に依拠している。「貧困に対応すべきであるという社会的なコンセンサスが形成されても、各団体や各人が考えている対応すべき貧困は異なるのがむしろ通常の状態である。この事実は、貧困をめぐる社会認識を記述すべきであるという本書の姿勢と不整合的に見えてしまうかもしれないが、それは誤りである。確かに現在という一時点を切り取ってみれば、社会の人びとの『どのような貧困に対応すべきか』という認識は様々であろう。しかし、現在という一時点ではなく、認識の方向性を分析すれば、それは一定のまとまりのある社会規範として記述することが可能である」（志賀、2016a、20-21頁）。
- 8) ピケティ『21世紀の資本』の訳者の1人である山形浩生は、アトキンソン『21世紀の不平等』の訳者でもある。山形は、これらの著書の翻訳にあたり、次のように述べている。この点には注意を促しておきたい。「ピケティ『21世紀の資本』では、inequality を格差と訳した。本書（アトキンソン『21世紀の不平等』）ではこれを不平等と訳している。この訳し分けに全く意味はない。…実はピケティの翻訳で「格差」という用語は価値判断を含まないが、不平等は悪いものだという価

値判断を含む。訳者は故意に、それをあまり悪くないものとして描こうとしたのではないか」という指摘を受けたことがある。が、『格差』というほうが、悪いものだというニュアンスを感じるという人もいる。この訳語の選択をあまり深読みしても意味はなく、むしろ実際にそれについて何が言われているかという中身のほうにご注目いただければ幸いだ」(Atkinson, 2015、邦訳「訳者はしがき」p. xixより)。

参考文献一覧

- 阿部彩、2008、「日本の貧困の実態と貧困政策」阿部彩・國枝繁樹・鈴木亘・林正義『生活保護の経済分析』東京大学出版会、21-51。
- Atkinson, A. B., 2015, *Inequality: What can be done?*, Harvard University Press. (山形浩生・森本正史訳、2015、『21世紀の不平等』東洋経済新報社。)
- Bhalla, A. and Lapeyre, E., 1999, *Poverty and Exclusion in a Global World*, Bashingstroke: Macmillan. (福原宏幸・中村健吾監訳、2005、『グローバル化と社会的排除 貧困問題と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂。)
- Beveridge, Sir W., 1942, *Social Insurance and Allied Services*. (一圓光彌監訳、2014、『ベヴァリッジ報告—社会保険及び関連サービス—』法律文化社。)
- 藤村正之、1997、「貧困・剝奪・不平等の論理構造」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣、19-37。
- Giddens, A., 1998, *The Third Way*, Cambridge, Polity Press. (佐和隆光訳、1999、『第三の道 効率と公正の新たな同盟』日本経済新聞社。)
- 伊藤周平、1996、『福祉国家と市民権—法社会学的アプローチ』法政大学出版局。
- 岩田正美、2007、『現代の貧困 ワーキングプア／ホームレス／生活保護』ちくま新書。
- 岩田正美、2016、『社会福祉のトボス—社会福祉の新たな解釈を求めて』有斐閣。
- 全弘奎、2015、『包摂型社会—社会的排除アプローチとその実践』法律文化社。
- 全弘奎編、2016、『包摂都市を構想する—東アジアにおける実践』法律文化社。
- 川上憲人・橋本英樹・近藤尚己編、2015、『社会と健康—健康格差解消に向けた統合科学的アプローチ』東京大学出版会。
- 近藤尚己・阿部彩、2015、「貧困・社会的排除・所得格差」川上憲人・橋本英樹・近藤尚己編『社会と健康—健康格差解消に向けた統合科学的アプローチ』東京大学出版会、117-137。
- 松本伊智朗、2016、「子どもの貧困を考えるうえで大切なこと」稲葉剛・青砥恭ほか『ここまで進んだ！格差と貧困』新日本出版社、99-117。
- Piketty, T., 2014, *Capital in the Twenty-First Century*, Harvard University Press. (山形浩生・守岡桜・森本正史訳、2014、『21世紀の資本』みすず書房。)
- Rawls, J., 1999, *A Theory of Justice*, revised edition, Harvard University Press. (川本隆史・福岡聡・上島裕子訳、2010、『正義論 改訂版』紀伊国屋書店。)

- Sen, A. K., 1985, *Commodities and Capabilities*, North-Holland: Elsevire Science Publisher.
(鈴木興太郎訳、1988、『福祉の経済学—財と潜在能力』岩波書店。)
- Sen, A. K., 1992, *Inequality Reexamined*, Oxford University Press. (池本幸生・野上裕生・佐藤仁訳、1999、『不平等の再検討 潜在能力と自由』岩波書店。)
- 白波瀬佐和子、2006、「格差論が見過ごしていること」神野直彦・宮本太郎編『脱「格差社会」への戦略』岩波書店、2-16。
- 志賀信夫、2016a、『貧困理論の再検討—相対的貧困から社会的排除へ』法律文化社。
- 志賀信夫、2016b、「『貧困』をどうとらえるか」志賀信夫・島中亨編著『地方都市から子どもの貧困をなくす—市民・行政の今とこれから』旬報社、130-156。
- 杉村宏、1997、「貧困問題への現代的視座」庄司洋子・杉村宏・藤村正之編『貧困・不平等と社会福祉』有斐閣、1-18。
- 橋本俊詔、2016、『21世紀日本の格差』岩波書店。
- 高田一夫、2010、「21世紀の社会政策の方向—個的社会政策—」『社会政策』、2(1)、1-3。
- 高田一夫、2012、「個的社会の社会政策」『社会政策』4(2)、70-81。
- 高田一夫、2013、「社会政策論の国家論」『社会政策』4(3)、109-119。
- 所道彦、2013、「イギリスの公的扶助制度の展開と課題」埋橋孝文編『生活保護』ミネルヴァ書房、189-200。
- Townsend, P., 1979, *Poverty in the United Kingdom*, Pelican Books.
(大谷大学任期制助教 貧困理論・社会政策・包摂型社会論)